

誓 約 書

江北町放課後児童クラブを利用するにあたり、利用者を含むその保護者は、下記の事項について遵守することを誓約いたします。

- 1 江北町放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を利用するにあたり、児童クラブ設置者（以下「江北町」という。）及び放課後児童支援員（以下「支援員」という。）の指示に従います。
- 2 児童クラブの利用者が、江北町及び支援員の指示に従わない場合は、その事実が発生した日から利用を禁ずることに關し異議ありません。
- 3 児童クラブの計画にあたり、一切の権限は児童クラブの計画者に一任いたします。
- 4 児童クラブを利用中（学校下校時から午後 6 時 3 0 分まで）に不慮の事故により傷害または死亡などに遭遇した場合の取扱いについては、保険受給範囲内において補償に応じるとともに、一切の責めにおいて他に迷惑をかけません。
- 5 児童クラブの利用中に、他者に対し、負傷、傷害または死亡させた場合の取り扱いについては、保険受給範囲内において補償に応じるとともに一切の責めにおいて他に迷惑をかけません。
- 6 その他、児童クラブ利用中における、上記以外の事故などにおいても、加入の保険受給範囲内において保障に応じるとともに、江北町及び支援員や加害者に対して、賠償責任請求などの訴える行動は一切いたしません。
- 7 児童クラブを利用中に、事業に係る施設備品等について故意に破損させた場合は、利用者を含む保護者が一切の責任を負います。

 年 月 日

江北町長 様

住 所

児 童 氏 名

保 護 者 氏 名 印